

# はじめに

近年、「恫喝訴訟」や「いやがらせ訴訟」などを意味する「スラップ訴訟」という現象が増加している。スラップ訴訟（「市民参加に対する戦略的訴訟 (SLAPP: strategic lawsuits against public participation)」）は、アメリカ合衆国で生まれた概念で、市民の反対運動をやめさせたり、市民の発言に対して制裁を加え、政治活動に対抗・圧迫するために利用される。提訴者は、裁判での勝訴を目的とするのではなく、報復的動機により訴訟を起こし、ターゲットとなった市民等から時間、費用及び資産を吸い上げて、精神的・肉体的に疲弊させ、市民参加に重大な脅威を与えていているのである。日本でも、同様な問題が発生しており、市民が、各種陳情、住民監査請求、住民訴訟の手続をとったこと、あるいは、公共的フォーラムでの発言、SNS上で公人を批判したり、批判をリツイートしたりするだけでも訴えられる懸念が生じている。スラップ訴訟をこのまま放置してはいけないのではないかという声が高まり、ジャーナリストや法律専門家からも何らかの対策を講じる必要性が主張されている。

アメリカ合衆国では、スラップ対策として、実体法的には、「現実の悪意」基準などの司法原理を生み出したり、多くの州でスラップ被害防止法を制定して対処しようとしている。2023年現在、32の州及び1つの地域でスラップ被害防止法が制定されている。さらに、統一州法に関する全国委員会は、2020年7月に「統一公的表現保護法 (Uniform Public Expression Protection Act (UPEPA))」を提示した。

注目すべきは、2022年2月、「国連ビジネスと人権ワーキンググループ」は、声を上げる人権擁護者を脅迫し黙らせることを目的としたスラップ訴訟に対して警鐘を鳴らしている。①国に対しては、

スラップ被害防止法を制定するなどして、スラップ訴訟を起こした企業等に制裁を与えるべきであるという提言、また、②法曹界の役割の重要性が強調され、裁判官や検察官がスラップ訴訟を認識、対応するための訓練を受けられるようにし、人権擁護者の活動に関する事実の歪曲、嫌がらせや脅迫、被告を利用するような意図があると判断される場合には、訴訟を却下する権限を裁判所に与えるべきであるという提言、及び弁護士に対しては、スラップ訴訟において企業の代理人を務めることを控えるように呼びかけている。さらに、③企業に対しては、人権擁護者に対する報復を防ぐための国の政策に責任を持って関わるべきであり、企業は、名誉毀損による損害に対して巨額の賠償を要求すべきではなく、人権擁護者への攻撃・報復を防ぐために人権デュー・ディリジェンスを実行すべきであると指摘している。また、同報告書によれば、アメリカ合衆国以外に、オーストラリア、タイ、フィリピン、インドネシアなどはすでに反スラップ訴訟法を制定しており、カナダでは一部の州で制定されているという。

他方、2015年にワシントン州、2016年にミネソタ州の最高裁判所が、州のスラップ被害防止法を違憲と判断している（なお、ワシントン州は、2021年5月にUPEPAバージョンを新たに制定している）。スラップ被害防止法が陪審による裁判を受ける権利を侵害しているというのである。そして、約20の州は、スラップ被害防止法の制定に消極的である。

ところで、日本では、スラップ被害防止法を急に直輸入しようとするあまり、安易なスラップ対策の主張が見られるようと思われる。スラップ対策は、アメリカ合衆国の名誉毀損法の展開と密接不可分に結びついており、名誉権と表現の自由保障との「矛盾相克の歴史であり、相互の調和点を見出だすための試行錯誤の歴史」の中で、「市民の闘い・運動の軌跡のなかから浮き出てきた諸成果によって織りなされた構成物」の一部と考えるべきである。したがって、

スラップ対策を語る場合、アメリカ合衆国における名誉毀損法の歴史を辿ることが不可欠である。

そこで、本書は、①アメリカ合衆国における名誉毀損法の歴史的展開、②スラップ被害防止法を分析し、③主として、日本における民事名誉毀損法の司法原理、④日本におけるスラップ訴訟の現状を分析し、⑤日本において、既存の司法原理を利用したスラップ対策の有効性、⑥さらには、スラップ被害防止法の制定への課題などを検討したい。

本書のスタンスは、スラップ訴訟の脅威に対して警鐘を鳴らすこと、及びスラップ対策の重要性を唱えるものであり、スラップ訴訟を客観的に分析することにより、実際にスラップ訴訟の被害者側が実務的にとりうる手段を考えたい。ただ、日本では誤解があるようと思われるが、「スラップ訴訟」をいくら分析・定義し、要素を抽出しても、そこから有効な法律効果が導き出されるわけではない。単に、法廷で「スラップ」だと叫んでも何の効果も持たない点に注意が必要である。また、スラップ訴訟を拡大解釈し、単に批判的言論に対抗して起こされた高額の損害賠償を求める名誉毀損訴訟をすべてスラップ訴訟だと主張する例も見られるが、「市民参加に対する」という要素を無視しているように思われ、これはスラップ訴訟ではない。

他方で、スラップ訴訟の提訴者側がスラップ訴訟を思いとどまるこことを願っている。名誉権と表現の自由の調整は、公的言論の重要性・萎縮効果、思想の自由市場論から引き出される対抗言論、危険の引受理論に基づいて行われる。「公的問題に関する論争は、禁止されず、強靭で広く開かれたものでなければならない。そして、その論争は、猛烈で痛烈な、時には不快で辛辣な、政府あるいは公務員に対する攻撃を含んでも良いとの原理」を再確認すべきであろう。公共性のある争点に関して、公人（企業・団体を含む）は、一定の批判を甘受すべきなのである。

裁判所に対しては、スラップ訴訟の危険性を認識し、適切な訴訟指揮により、早期に訴訟を打ち切るよう誘導すべきこと、「現実の悪意」基準を判例法により形成するなど名誉毀損訴訟の免責法理を強化することを望む。

加えて、日本では、スラップ対策が、果たして実体法的な対策なのか、あるいは、立法論なのかについて混乱しているように思われ、仮に、スラップ被害防止法の導入を検討するのであれば、表現の自由の価値基底論の探求、司法原理との接続、立法事実の検討など多くの課題を解決することが必要である。本書がこのための議論の端緒となり、将来への架け橋となれば幸いである。

最後に、本書の刊行を強く勧めてくれ、企画、出版を担当していただいた日本法令出版編集部の志村圭一氏に大変お世話になったことに心よりお礼申し上げます。

令和5年11月

吉野 夏己

※ 本書は、JSPS科研費21KO1128の研究成果の一部である。

## 目 次

# 第1章 スラップ訴訟とは？

<b>第1節 スラップ訴訟の実態</b>	22
① スラップ訴訟とは市民参加を妨害する訴訟である	— 22
② アメリカの事情	— 24
(1) 公聴会等での開発許可への反対	— 24
(2) 自然保護運動	— 26
(3) 公的人物の批判	— 27
(4) 政府への請願	— 28
(5) 労働争議の救済	— 29
(6) 市民参加にとり重大な脅威	— 31
③ 日本におけるスラップの現状	— 34
(1) 伊奈太陽光発電スラップ訴訟	— 34
(2) DHCスラップ訴訟	— 37
(3) N国スラップ訴訟	— 39

<b>第2節 捉えどころのないスラップ概念</b>	41
---------------------------	----

① スラップ訴訟をめぐる議論の錯綜	— 41
② スラップ訴訟の定義の困難性	— 42
③ それでもスラップ対策が必要！	— 43

# 第2章 アメリカ合衆国の名誉毀損法

<b>第1節 コモン・ロー上の名誉毀損</b>	46
① ライベルとスランダー	— 46
② ライベルの成立要件	— 48
③ 複雑な損害の種類	— 50

- ④ 免責事由 —— 52
- ⑤ 名誉毀損的表現と表現の自由 —— 53

## 第2節 アメリカにおける「名誉毀損法の憲法化」

..... 55

- ① ニューヨーク・タイムズ判決の「現実の悪意」の展開

—— 55

- (1) 虚偽言論も保護した！ —— 55
- (2) 現実の悪意とは？ —— 58
- (3) 公務員とは？ —— 59
- (4) 公的関心事項への拡大 —— 60

- ② ガーツ判決の「公的人物」テストの展開 —— 61

- (1) 公的関心テストを否定した —— 61
- (2) 「対抗言論」を取り入れた —— 62
- (3) 「危険の引受」も理由の一つ —— 63
- (4) 公的人物とは？ —— 64
  - ① 公的人物の判断要素 —— 64
  - ② 公的論争の存在 —— 65
  - ③ 自発性の要素 —— 66
- (5) 公的人物の範囲 —— 67
- (6) 非自発的限定的公的人物 —— 68

- ③ アメリカ合衆国の名誉毀損法の現在 —— 70

- (1) 公的関心テストの復活 —— 70
- (2) 公的関心事項の重視 —— 72

# 第3章 アメリカ合衆国における スラップ被害防止法

## 第1節 スラップ訴訟に対する実体的規制 ..... 74

- ① 現実の悪意の法理 —— 74
- ② ノア・ペニントン理論 —— 76
- ③ ノア・ペニントン法理の優越性 —— 79
- ④ POME基準 —— 81
- ⑤ 連邦民事訴訟規則による救済策 —— 83
- ⑥ スラップ被害防止法の必要性 —— 83

## 第2節 スラップ被害防止法の展開 ..... 85

- ① スラップ被害防止法の制定 —— 85
- ② スラップ被害防止法の適用範囲 —— 86
  - (1) 提訴者 — 86
  - (2) ターゲット — 87
  - (3) 適用対象の複雑性 — 89
    - ① ノア・ペニントン法理に基づくもの — 90
    - ② POME基準に基づくもの — 91
    - ③ ニューヨーク・タイムズ判決ルールに基づくもの — 92
- ③ スラップ被害防止法の救済手段 —— 94
  - (1) 免責 — 94
  - (2) 特別の訴え却下の申立て — 95
  - (3) 迅速な進行 — 97
  - (4) 証拠開示の一時停止 — 98
  - (5) 立証 — 99
  - (6) 弁護士費用等の賠償 — 100
  - (7) 上訴 — 103
  - (8) 政府の介入 — 104

④	スラップ被害防止法の「勝訴の蓋然性」	— 104
⑤	「統一公的表現保護法（UPEPA）」の制定	— 107
(1)	スラップ被害防止法の拡大	— 107
(2)	UPEPAの内容	— 108
①	UPEPAの対象	— 108
②	却下申立て	— 109
③	審理期間	— 109
④	弁護士費用等	— 110
(3)	スラップ被害防止法の制限の動き	— 110
⑥	スラップ被害防止法の問題点	— 111
(1)	スラップ被害防止法に対する批判	— 111
(2)	平等権侵害	— 111
(3)	デュー・プロセス違反	— 111
(4)	州籍相違事件とスラップ被害防止法	— 114

### 第3節 スラップ被害の防止対策に向けて ..... 116

## 第4章 日本における名誉毀損法の問題点

第1節	刑法上の名誉と表現の自由の調整	..... 118
①	刑法上の名誉とは？	— 118
②	刑法上の名誉保護	— 119
(1)	戦前の立法は？	— 119
(2)	戦後の刑法230条の2の追加	— 121
(3)	真実性を誤信した場合は？	— 121
③	刑法230条の2は、憲法論が欠如・欠落している？	— 123
④	刑法学における表現の自由とは？	— 126

- (1) 名誉毀損法の憲法化は時代錯誤か？ — 126
- (2) 名誉毀損罪は情報流通を阻害する — 127
- (3) 思想の自由市場論 — 129
- (4) 刑法230条の2と表現の自由の架橋に成功したのか？

— 129

## 第2節 民事上の名誉と表現の自由の調整 ..... 131

- [1] 民事上の名誉とは？ — 131
- [2] 民事法上の名誉概念の変遷 — 132
  - (1) 人格権としての名誉 — 132
  - (2) 名誉とプライバシーの分離→前科の開示は名誉毀損か？
- [3] 情報社会における「名誉」とは？ — 140
- [4] 虚名は保護されるのか？ — 144

— 135

## 第3節 相当性の法理 ..... 148

- [1] 相当性の法理に関する判例理論 — 148
- [2] 公共の利害に関する事実 — 150
- [3] 公共の利害に関する事実の判断要素 — 152
  - (1) 公務員・公職の候補者 — 152
  - (2) 公人 — 154
  - (3) タレント・芸能人 — 157
  - (4) 被疑者等 — 159
  - (5) 公人と公共性の関係 — 162
- [4] 相当性の法理の判断基準 — 163

## 第4節 名誉毀損法の憲法化の必要性 ..... 170

# 第5章 日本における名誉毀損法の憲法化

## 第1節 名誉毀損と表現の自由 ..... 174

- ① 名誉毀損的表現と表現の自由 —— 174
- ② 相当性の法理と表現の自由 —— 176
  - (1) 公的言論保護の必要性 —— 176
  - (2) 相当性の法理では公的言論を保護できない！ —— 177

## 第2節 日本における「現実の悪意」の法理の展開 ..... 181

- ① 現実の悪意の法理 —— 181
- ② 相当性の法理と現実の悪意 —— 181
- ③ 現実の悪意に関する裁判例 —— 184
  - (1) 現実の悪意を採用する判例 —— 184
  - (2) 現実の悪意を否定する判例 —— 188
- ④ 現実の悪意に関する学説 —— 190
  - (1) 現実の悪意を肯定する学説 —— 190
  - (2) 現実の悪意に否定的な学説 —— 192
  - (3) 否定説に対する反批判 —— 194
- ⑤ 日本でも現実の悪意の法理を採用すべき！ —— 196
  - (1) 公的人物の背景 —— 196
    - ① 自己統治・萎縮効果論 —— 196
    - ② 対抗言論 —— 197
    - ③ 危険の引受 —— 202
    - ④ 公人と3つの原理 —— 204
  - (2) 「公的人物の抗弁」 — 「現実の悪意」の法理の再検討

—205

- ① 公的人物の範囲—205
- ② 公的人物の要件事実—207
- (3) 現実の悪意の採用へ—212

## 第6章 日本におけるスラップ訴訟の事例

- 第1節 スラップが疑われる事案 ..... 214**
  - ① 政治家による名誉毀損訴訟 — 214
  - ② 環境問題 — 232
  - ③ 企業に対する告発 — 250
  - ④ その他団体等の告発 — 266
  - ⑤ 地方自治に関する告発 — 278

- 第2節 スラップが否定された事例 ..... 292**

## 第7章 日本におけるスラップ対策の課題

- 第1節 スラップとは社会事象である ..... 308**
  - ① 日本におけるスラップ対策の必要性 — 308
  - ② スラップ概念の曖昧性 — 309
  - ③ 「スラップ」から具体的法効果が導かれるわけではない！ — 311

- 第2節 スラップ対策 ..... 313**

- ① 訴えの却下 — 313
  - ② まずスラップ訴訟に勝訴することが必要 — 317
- (1) 相当性の法理・公正な論評の法理 — 317

- (2) 立証責任の転換—318
- (3) 現実の悪意の法理の主張—320
- ③ 不当訴訟を理由とする反訴の提起 —— 322
- ④ その他 —— 326
  - (1) 適切な訴訟指揮を求める—326
  - (2) 訴訟外の方法—327

### 第3節 日本におけるスラップ被害防止法の可能性

..... 328

- ① 日本でのスラップ被害防止法の必要性 —— 328
  - (1) 立法化の必要性—328
  - (2) 慎重説—330
  - (3) 日本の実情に合った立法化が必要—330
- ② スラップ被害防止法の適用対象 —— 331
- ③ 特別の訴え却下の申立て —— 332
  - (1) 初期段階での訴えの却下—332
  - (2) 審理手続—333
  - (3) 弁護士費用等—335
- ④ 公的介入 —— 336
- ⑤ 立法事実の精査を！ —— 337

## 凡 例

### 1 判例集等略記表

民集	最高裁判所民事判例集
刑集	最高裁判例刑事判例集
集民	最高裁判所裁判集民事
判時	判例時報
判タ	判例タイムズ
判例自治	判例地方自治

### 2 主要雑誌略記表

ジュリ	ジュリスト
民商	民商法雑誌
法教	法学教室
法時	法律時報
法セミ	法学セミナー
ひろば	法律のひろば
メディア百選〔2005〕	堀部政男＝長谷部恭男編『メディア判例百選』(別冊ジュリ179号) (2005)
メディア百選〔2018〕	長谷部恭男＝山口いつ子＝宍戸常寿編『メディア判例百選・第2版』(別冊ジュリ241号) (2018)
環境百選	大塚直＝北村喜宣編『環境法判例百選・第3版』(別冊ジュリ240号) (2018)
憲法百選〔1994〕	芦部信喜＝高橋和之編『憲法判例百選I・第3版』(別冊ジュリ130号) (1994)
憲法百選〔2007〕	高橋和之＝長谷部恭男＝石川健治編『憲法判例百選I・第5版』(別冊ジュリ186号) (2007)
憲法百選〔2019〕	長谷部恭男＝石川健治＝宍戸常寿編『憲法判例百選I・第7版』(別冊ジュリ245号) (2019)

民法百選 潮見佳男 = 道垣内弘人編『民法判例百選①総則・物権・第8版』(別冊ジュリ237号) (2018)

### 3 主要文献略記表

- 青木 [2016] 青木歳男「スラップ概論」消費者法ニュース106号 4頁 (2016)
- 青木 [2020] 青木歳男「総論：スラップ対策についての整理」法セミ 780号 8頁 (2020)
- 芦部Ⅱ 芦部信喜『憲法学Ⅱ 人権総論』(有斐閣、1994)
- 芦部Ⅲ 芦部信喜『憲法学Ⅲ 人権各論（1）・増補版』(有斐閣、2000)
- 五十嵐 五十嵐清「判批」リマークス17号62頁 (1998)
- 鳥賀陽 [2010] 鳥賀陽弘道「『SLAPP』とは何か」法時82巻7号68頁 (2010)
- 鳥賀陽 [2015] 鳥賀陽弘道「スラップ訴訟とは何か」(現代人文社、2015)
- 浦部 [1994] 浦部法穂「判批」憲法百選 [1994] 134頁
- 浦部 [2016] 浦部法穂『憲法学教室・第3版』(日本評論社、2016年)
- 大塚 大塚仁『刑法概説（各論）・改訂増補版』(有斐閣、1992)
- 岡口 岡口基一『要件事実マニュアル 下・第3版』(ぎょうせい、2006)。
- 奥平 奥平康弘『憲法裁判の可能性』(岩波書店、1995)
- 小倉 小倉秀夫「反スラップ法制を日本に導入することのはず」法セミ 780号31頁 (2020)
- 小野 [1956] 小野清一郎『刑法に於ける名誉の保護・再版』(有斐閣、1956年)
- 小野[1965](一)～(二) 小野清一郎「名誉の保護と表現の自由(一)(二)」法時37巻9号39頁、同10号93頁 (1965)
- 加藤 加藤新太郎「判批」リマークス54号58頁 (2017)
- 神山 神山智美「住民等の反対運動に対する事業者による訴訟対応」富山大学経済論集62巻3号517頁 (2017)

韓 韓永學「名譽毀損の免責法理の再考」北海学園大学法学研究47巻2号33頁（2011）

木嶋 木嶋日出夫「判批」法セミ741号22頁（2016）

喜田村 喜田村洋一『報道被害者と報道の自由』（白水社、1999）

紀藤 紀藤正樹「スラップに対する対策と方策」法セミ780号14頁（2020）

京野（1）～（5・完） 京野哲也「個人の名譽は公人の名譽より軽いか（1）～（5・完）」判タ1250号33頁、1251号73頁、1252号51頁（2007）、1253号86頁、1254号49頁（2008）

桑原 桑原勇進「判批」民事判例13号〔2016年前期〕116頁（2016）

小粥 小粥太郎「小野清一郎の名譽論」法学75巻4号1頁（2011）

駒村〔2001〕 駒村圭吾『ジャーナリズムの法理』（嵯峨野書院、2001）

駒村〔2013〕 駒村圭吾『憲法訴訟の現代的転回』（日本評論社、2013）

佐伯（一）～（四・完） 佐伯仁志「プライバシーと名譽の保護」法学協会雑誌101巻7号981頁、8号1158頁、9号1406頁、11号1675頁（1984）

佐伯〔1996〕 佐伯仁志「名譽とプライバシーに対する罪」芝原邦爾ほか編『刑法理論の現代的展開各論』76頁（日本評論社、1996）

阪口〔2017〕 阪口正二郎「第21条〔集会・結社・表現の自由、通信の秘密〕」長谷部恭男編『注釈日本国憲法（2）』338頁（有斐閣、2017）

阪本〔1988〕 阪本昌成「判批」判時1276号185頁（1988）

阪本〔2005〕 阪本昌成「判批」メディア百選〔2005〕77頁

阪本〔2013〕 阪本昌成「『現実の悪意』（Actual Malice）ルールの背景にあるもの」近畿大学法学61巻2・3号301頁（2013）

佐藤〔1981〕 佐藤幸治「北方ジャーナル事件上告審判決をめぐって」法教15号85頁（1981）

佐藤〔2020〕 佐藤幸治「日本国憲法論・第2版」（成文堂、2020）

澤藤〔2016〕 澤藤統一郎「スラップ訴訟とは何か」法セミ741号16頁（2016）

澤藤〔2020〕 澤藤統一郎「DHCスラップ『反撃』訴訟一審勝訴の報告」消費者法ニュース123号129頁（2020年）

- 澤藤 [2022] 澤藤統一郎『DHCスラップ訴訟—スラップされた弁護士の反撃そして全面勝利』(日本評論社、2022)
- 潮見 潮見佳男『不法行為法 I・第2版』(信山社、2009)
- 宍戸 宍戸常寿「言論空間への認識は妥当か」新聞研究707号68頁(2010)
- 静岡弁護士会 静岡弁護士会編『情報化時代の名誉毀損・プライバシー侵害をめぐる法律と実務・新版』(ぎょうせい、2010)
- 島田 島田聰一郎「盗撮画像公表行為と名誉毀損罪の保護法益」山口厚編『クローズアップ刑法各論』123頁(成文堂、2007)
- 清水 清水英夫「マス・メディアと名誉毀損」伊藤正己編『現代損害賠償法講座2』27頁(日本評論社、1972)
- 新堂 新堂幸司『新民事訴訟法・第6版』(弘文堂、2019)
- 瀬川 瀬川信久「民法709条(不法行為の一般的成立要件)」広中俊雄=星野英一編『民法典の百年Ⅲ』559頁(有斐閣、1998)
- 曾根 曾根威彦『表現の自由と刑事規制』(一粒社、1985)
- 園田 園田寿『情報社会と刑法』(成文堂、2011)
- 高橋 [2002] 高橋和之「メディアの『特権』は“フリー”ではない」シリ1230号52頁(2002))
- 高橋 [2010] 高橋和之「インターネット上の名誉毀損と表現の自由」高橋和之=松井茂記=鈴木秀美編『インターネットと法・第4版』53頁(有斐閣、2010)
- 建部 建部雅『不法行為法における名誉概念の変遷』(有斐閣、2014)
- 佃 [2016] 佃克彦「日本の名誉毀損法理とスラップ訴訟」法セミ741号42頁(2016))
- 佃 [2017] 佃克彦『名誉毀損の法律実務・第3版』(弘文堂、2017)
- 内藤 内藤光博「スラップ訴訟と言論の自由」専修大学今村研究室報70号1頁(2019)
- 中野 中野次雄『逐条改正刑法の研究』(良書普及会、1948)
- 西田 西田典之著=橋爪隆補訂『刑法各論・第7版』(弘文堂、2018)
- 長谷部 長谷部恭男『憲法・第8版』(新世社、2022)
- 東川 [2017] 東川浩二「虚偽の事実と憲法上の価値」比較法研究79号

278頁（2017）

- 東川〔2014〕 東川浩二「現実の悪意と萎縮効果論の再検討」〔2014-2〕  
アメリカ法399頁
- 平川〔1977〕 平川宗信「名誉毀損罪と表現の自由」ジュリ653号48頁  
(1977)
- 平川〔2000〕 平川宗信「名誉毀損罪と表現の自由・復刊版」(有斐閣、  
2000)
- 平野 平野晋「アメリカ不法行為法」(中央大学出版部、2006)
- 広中 広中俊雄「債権各論講義・第6版」(有斐閣、1994)
- 藤田〔2014〕(1)～(5・完) 藤田尚則「アメリカ合衆国における  
SLAPPに関する一考察(1)～(5・完)」創価法学42巻3号1頁、43巻  
1号25頁、43巻2号167頁(2013)、43巻3号35頁、44巻1号1頁、44  
巻2号107頁(2014)
- 藤田〔2015〕 藤田尚則「【カリフォルニア州反SLAPP法】に関する一  
考察」比較法研究77巻245頁(2015)
- 藤田〔2016〕 藤田尚則「アメリカにおける反スラップ法の構造」法セ  
ミ741号34頁(2016)
- 藤田〔2017〕(1)～(6) 藤田尚則「表現の自由と『公的関心事項』(1)  
～(6)未完」創価法学44巻3号57頁、同45巻1号23頁、同45巻2号45  
頁(2015)、同45巻3号1頁、同46巻1号33頁(2016年)、同46巻2・  
3号105頁(2017)
- 藤田〔2020〕 藤田尚則「アメリカ合衆国諸州における『反スラップ法』  
の制定とその内容」法セミ780号25頁(2020)
- 前田(聰) 前田聰「名誉毀損における『相当性理論』の憲法的考察(一)  
～(二)」筑波法政38号340頁、39号228頁(2005)
- 前田(雅) 前田雅英「刑法演習講座」(日本評論社、1991)
- 前田(陽)〔2004〕 前田陽一「名誉毀損・プライバシー侵害訴訟」川井  
健=田尾桃二編集代表『転換期の取引法』427頁(商事法務、2004)
- 前田(陽)〔2018〕 前田陽一「判批」環境百選214頁
- 松井〔1986〕 松井茂記「名誉毀損判決の動向」判タ598号120頁(1986)

- 松井〔1998〕 松井茂記「名譽毀損と表現の自由」山田卓生＝藤岡康宏編『新・現代損害賠償法講座2』79頁（日本評論社、1998）
- 松井〔2002〕 松井茂記「変貌する名譽毀損法と表現の自由」ジュリ1222号77頁（2002）
- 松井〔2008〕 松井茂記『マス・メディア法入門・第4版』（日本評論社、2008）
- 松井〔2013〕 松井茂記『表現の自由と名譽毀損』（有斐閣、2013）
- 松井〔2022〕 松井茂記『日本国憲法・第4版』（有斐閣、2022）
- 三島〔1972〕 三島宗彦「真実の証明と人格権侵害」伊藤正己編『現代損害賠償法講座2』139頁（日本評論社、1972）
- 毛利 毛利透『表現の自由』（岩波書店、2008）
- 望月 望月礼二郎『英米法・新版』（青林書院、1997）
- 山口 山口厚『刑法各論・第2版』（有斐閣、2010）
- 山田〔2008〕 山田隆司「公人とマス・メディア」（信山社、2008）
- 山田〔2009〕 山田隆司『名譽毀損』（岩波新書、2009）
- 山田〔2021〕 山田隆司「勝訴する政治家の対メディア型名譽毀損訴訟」憲法理論研究会編『市民社会の現在と憲法〈憲法理論叢書29〉』31頁（敬文堂、2021）。
- 吉野〔1988〕 吉野夏己「個人信用情報の提供と民事責任」クレジット研究20号50頁（1998）
- 吉野〔2001〕 吉野夏己「個人情報の提供と責任」竹田稔＝堀部政男編『新・裁判実務体系9巻 名誉・プライバシー保護関係訴訟法』387頁（青林書院、2001）
- 吉野〔2006〕 吉野夏己「民事上の名譽毀損訴訟における公的人物の概念と表現の自由」法学新報112巻11-12号763頁（2006）
- 吉野〔2007〕 吉野夏己「名譽毀損的表現の憲法上の価値」岡山大学法学会雑誌56巻3-4号187頁（2007）
- 吉野〔2010〕 吉野夏己「アメリカ合衆国の民事名譽毀損訴訟における非自発的公的人物概念と表現の自由」『岡山大学創立60周年記念論文集・法学と政治学の新たな展開』29頁（有斐閣、2010）

- 吉野〔2012〕 吉野夏己「民事名誉毀損訴訟における『公的人物』と『法人』」岡山大学法学会雑誌61巻3号1頁（2012）
- 吉野〔2014〕 吉野夏己「公的関心テストと表現の自由」岡山大学法学会雑誌63巻3号1頁（2014）
- 吉野〔2016〕 吉野夏己「反SLAPP法と表現の自由」岡山大学法学会雑誌65巻3・4号15頁（2016）
- 吉野〔2018〕 吉野夏己「スラップ訴訟と表現の自由」岡山大学法学会雑誌67巻3・4号23頁（2018）
- 吉野〔2020〕 吉野夏己「『現実の悪意』の法理の再構成」法セ780号37頁（2020）
- 吉野〔2022〕 吉野夏己「民事名誉毀損訴訟と表現の自由」岡山大学法学会雑誌71巻3・4号57頁（2022年）
- 綿貫（1）～（3） 綿貫芳源「アメリカにおけるSLAPP訴訟の動向（1）～（3・完）」ひろば1997年4月号60頁、同5月号68頁、同6月号66頁
- 渡邊 渡邊和道「名誉毀損訴訟におけるSLAPPの主張」金沢星稜大学論集53巻1号103頁（2019）参照

## 第1章

---

# スラップ訴訟とは？

---

# スラップ訴訟の実態

## ① スラップ訴訟とは市民参加を妨害する訴訟である

スラップ訴訟（SLAPP）とは、聞き慣れない言葉であるが、ジャーナリストの鳥賀陽弘道氏によれば、「日本国憲法第21条（表現の自由など）と16条（請願権）で保障された権利行使したことを理由に、個人または団体に対して起こされる民事訴訟」と定義される（鳥賀陽〔2015〕21頁）。アメリカ合衆国では、1970年代から、請願権を行使した市民、あるいは、公的関心事項に関する発言をした市民に対して、その報復措置として、不法行為等に基づき巨額の損害賠償を求める民事訴訟を提起するという、いわゆるSLAPP（strategic lawsuits against public participation 以下「スラップ訴訟」という。）に対する対策が重要な課題となっている。スラップ訴訟とは、「公共参加を妨げるための戦略的訴訟」（松井〔2013〕403頁、平野200頁）、「公的意見表明（public speech）の妨害を狙って提訴される民事訴訟」（鳥賀陽〔2010〕68頁）、「市民参加を妨げる狙いをもった訴訟」（田島泰彦・MIC・出版労連編『ジャーナリストが危ない』45頁（花伝社、2008）〔鳥賀陽発言〕）などと訳されている。スラップ訴訟は、地方政府、政治家、公務員、開発業者などの企業などが提訴者（filer）となり、各種請願行為、公務員の不法行為の告発、行政に対する苦情、環境問題、消費者問題、近隣問題などに関する発言に対して、市民をターゲット（target 標的）にし、その多くが民事名誉毀損訴訟をはじめとして、その他各種不法行為訴訟を提起するものである。

スラップ訴訟は、通常の訴訟（多くは名誉毀損訴訟）に偽装しているが、「市民が政治的権利を行使するのを阻止する、またはそうすることを罰する」ことを意図し、実質的には訴えの利益を欠き、損害の回復を意図していない訴訟をいう。提訴者の主目的は、感情的および精神的な犠牲を強いる、そして時間と費用のかかる訴訟へとターゲットを引きずり込むことである。提訴者は、司法プロセスを悪用し、その経済的優位性を利用して、司法救済の正当な利益なしにターゲット（多くは一般市民）を脅迫して沈黙させるのである。

### コラム① 「スラップ訴訟」か「スラップ」か？

SLAPP（スラップ）とは、SLAP（引っ叩く）に掛けた造語である（経緯については、鳥賀陽〔2015〕131頁以下参照）。一般に、「スラップ訴訟」と表記されることも多いが、SLAPP（strategic lawsuits against public participation）にはlawsuits（訴訟）が含まれており、重複表現であることを理由に「スラップ」と表記すべきだとの指摘もある。これに対しては、強調重複の場合もありうるとの反論も可能であろう。今日では、「スラップ訴訟」という用語が日本の裁判例でも使用され、広く一般にも浸透していると思われる所以で、分かり易さの観点から、本書では「スラップ訴訟」と「スラップ」を互換的に使用することにする。なお、SLAPPの定義には、「市民参加に対する」戦略訴訟という意味があるので、単純な表現活動に向けられた名誉毀損訴訟というだけではスラップ訴訟には当たらないことに注意が必要である。武蔵野市給水停止事件や、弁護士懲戒請求事件でスラップ訴訟というのは筋違いである。

なお、スラップ訴訟は、起源的な訴訟としても、反訴としても提起されるもので、どちらがスラップを提起したのかが明らかではなく、「原告」、「被告」というタームは混乱を招く。そこで、本書では、保護された表現を萎縮させようとする当事者

を「提訴者」、自分の保護された活動を妨げられた当事者を「ターゲット」と表記することもある。

## 2 アメリカの事情

スラップ訴訟が認識されるようになったのは、コロラド州デンバー大学のプリング教授らの研究グループが、多数のスラップ事例を集め、検討した結果を公表したのが始まりである (George W. Pring & Penelope Canan; SLAPPs: Getting Sued for Speaking Out (1996) 烏賀陽 (2015) 129頁以下に、烏賀陽氏のプリング教授に対するインタビューが掲載されている)。プリング教授らは、多くの事例分析の結果、スラップ訴訟に、次のような特徴を見いだしている。

- ① 市民のクレームや反論
- ② 非政府的個人やグループに提起されたもの
- ③ 政府機関、公務員、公選の政治家へのコミュニケーションを理由とするもの
- ④ 公的関心や公共利益に関する争点

以下、問題となった典型的なスラップ訴訟を見てみよう。

### (1) 公聴会等での開発許可への反対

事件の舞台となったロングアイランドの南海岸の東パッチャーグは、マンハッタンのダウンタウンからわずか1時間のところにあり、広大な未開発土地の道路に沿って、昔そのままの海岸が残り、風光明媚で魅力的な景観を維持していた。これまで数度にわたり、開発業者SRWは、東パッチャーグにある一区画の未開発土地の開発を計画していたが、1984年、新たに、ブルックヘブン・タウンの都市計画部局に対して、36戸の一戸建て、一家族用の住宅を密集させるという内容のクラスター (cluster) 型開発の許可申請を行った。

1984年10月3日、公聴会が開催され審査されることになり、公聴会を前にして、様々な団体や住民が、周辺環境の現状維持を訴え、開発許可に反対し、口頭や文書により直接的に、あるいは、メディアを通して反対運動を展開した。反対派住民の広告の中には、SRWの計画が、「クラスター型の分譲マンション」、共同住宅等の「複数世帯住宅 (multiple housing)」である旨の誤記載があった。公聴会には300人以上の反対派住民が押しかけたが、その公聴会で、「その広告により惑わされないでほしい。それは嘘だ。それは嘘なんだ。それは無責任なものだ。複数世帯住宅の許可を求めるものではない」とのSRW側の弁護士の声は、反対派住民の声でかき消されるほどであった。これに対して、反対派住民の代表は、環境維持、悪趣味、課税基準、ライフスタイル、汚水、そして、交通、ダウン・ゾーニング (downzoning)（ダウンゾーニングとは、「容積率や高さ、用途といった用途地域による規制の内容を見直しにより厳しくすること」である。都市計画用語研究会編著『三訂 都市計画用語事典』243頁（ぎょうせい2004））のような、標準的な開発に関する懸念を訴えた。市民らは、不動産のすべての開発に反対したわけではなく、ワン・ハウス、ワン・エーカー・モデルを普及する以外の開発に反対していた。結果的に、10月16日、当局はSRWの許可申請を不許可とした。SRWはその10日後、1,125万ドルの損害賠償を求めて、9つの市民グループと16人の個人に対して、名誉毀損等を理由として訴えを提起した。反対派住民達は、故意に、誤った情報により、コミュニティーを焚きつけたというのである。

ニューヨーク州上訴裁判所は、「法律事項として、公聴会前に被告により出版された公衆に対する誤表示とされるものと、原告の申請に対する市当局の不許可処分との間に因果関係はない。問題の虚偽の叙述は、被告により市当局の公聴会において発言された主張ではない。原告の許可申請における公聴会の数分間において、その申立書類に添付されているが、原告の分譲地 (subdivision) の提案が、

明白に、一戸建ての一家族用の住宅のクラスター型ゾーニング用であることは、原告により雇われた弁護士及び建築家により、市当局及びヒアリングに参加した公衆メンバーに正確に提示されたことを示している。原告が、その申請に関する事実のプレゼンテーションを完了した後、公衆は、その分譲の提案に言及する機会が付与されており、コミュニティーの6人のメンバーが、申請に賛成して発言している。そして、9人の人々が様々な理由でそれに反対して発言している。その演説は、「市当局に言及した人々が、原告が一戸建ての、一家族用の住宅を建築することを意図していたことを認識していることを示している」と判示し、仮に開発業者に損害が発生したとしても、その直接的原因は、市当局の申請不許可処分に帰因するもので、当該誤表示は、市当局による申請不許可処分の原因とはなりえないと結論づけた (SRW Assocs. v. Bellport Beach Property Owners, 129 A.D. 2d 328 (1987))。しかし、この判決が出るまでに、2年間を費やすことになったのである。

## (2) 自然保護運動

次に、Gordon v. Marrone, 573 N.Y.S. 2d 105 (Sup. Ct. 1991) 事件を見てみよう。ある自然保護団体は、「マイアナス・リバー・ゴージ野生動物及び植物保護区」(Mianus River Gorge Wildlife Refuge and Botanical Preserve) として知られている自然保護区域の自然環境の保護、管理に取り組んでおり、同保護区域に隣接する4エーカーのジップ・ハウス区画を所有していたが、ノース・キャッスル市は同区画の不動産税を非課税としていた。提訴者である開発業者は、同地区の建物が役員とその家族の私的な住宅として使用されていること、同人らにより管理機能が果たされていないこと、同地区に管理人などが不要であることなど、ジップ・ハウス区域が自然保護団体の目的に合理的に附隨するものではないとの理由で、ジップ・ハウス区域の非課税処分の取消しを求めて訴えを提起した。これに

対して、自然保護団体は、実体的な反論に加えて、(1)プリサーブの道のエントランスからマイアナス・リバー・ロードを交差した未開発不動産の36エーカーを細分化するという開発業者の開発計画に反対するためのSEQRA（ニューヨーク州環境基準調査法）手続への自然保護団体の参加、(2)開発業者により提起されたその細分化に関して、市の計画局に対する手続への自然保護団体の関与を実質的な理由とするもので、本件訴訟は、スラップであると主張した。裁判所は、開発業者には訴えの利益を欠くと認定した。すなわち、開発業者の述べた利益は、明らかに不誠実なものである。その動機は、Mianus Gorge付近の開発計画に反対したゆえの自然保護団体への報復、さらなる自然保護団体の修正1条の権利行使を萎縮させるための試みなのである。これらの目的のため、本件訴訟の防御のための経費負担を自然保護団体に強いることだけで開発業者が十分に成功することは明らかである。この状況の下で、自然保護団体を悪意をもって侵害し、あるいは、困惑させることを第一に企てたものなのである。このような訴訟は「軽薄な」行為として構成される。司法審査を求めるための請願権の濫用は、黙認されるべきではないと判示した。

### (3) 公的人物の批判

公的人物によるスラップもありうる。McDonald v. Smith, 472 U.S. 479 (1985) は、ノース・カロライナ州の連邦検事の選考にあたり、その候補であった弁護士スミスと対立関係にあった地方長官のマクドナルドは、レーガン大統領に選考に反対する手紙を書いたが、その内容は罵詈雑言の類いで、「狂犬」スミスと罵るものであった。落選したスミスはマクドナルドに対して名誉毀損訴訟を提起したところ、マクドナルドは、修正1条の請願条項に基づき絶対的免責を主張したという事案である。バーガー長官の執筆する法廷意見は、「修正1条は、苦情の救済のため政府に請願する人民の権利を保障

する。……自己統治の重要な側面としての請願権の価値は疑問の余地はないが、請願条項が名誉毀損に対して絶対的な免責を与えると修正1条の起草者達が信じたことは示されていない。……絶対的免責という請願者の主張を受け入れることは、請願条項を特別の修正1条の地位へと引き揚げることになる。しかしながら、請願条項は、表現、出版、そして集会の自由を我々に与える自由と民主主義と同一の思想に由来するものである。これら修正1条の権利は区別できず、そして、他の修正1条の表現以上に、大統領への請願の中でなされた表現に対してより大きな憲法上の保護を認める確実な根拠は存在しない」ので、ニューヨーク・タイムズ判決の現実の惡意の基準によるべき旨判示した。ブレナン裁判官は、賛成意見の中で、請願条項の範囲内にある表現は、ニューヨーク・タイムズ判決の現実の惡意の基準により十分に保護されるので、絶対的特権により保護される必要はないと述べている。結果的に、スミスは現実の惡意を証明できなかつたが、マクドナルドは数年間という時間と何千ドルものお金を失つた。

#### (4) 政府への請願

Hometown Properties, Inc. v. Fleming, 680 A.2d 56 (R.I. 1996)  
事件は、ロードアイランド州のノースキングスタウンの住民が、ロードアイランド州環境管理局（DEM）の局長宛に手紙を書き、ゴミ埋立地が地域の飲み水を汚染しているとの不安を報告し、また、何人かの州及び連邦の役人にコピーを投稿したことに端を発している。

1992年4月12日付の書簡は、とりわけ次のように述べていた。「この機会に、埋立地を閉鎖し、浄化するための私たちの取組みについて、引き続きご検討いただきありがとうございます。……あなたへの手紙とあなたとの会談で、私たちは次の理解を深めました。……専門家によると、埋立地には有害廃棄物が含まれていること、埋立地は最大汚染レベルを超えて敷地外の地下水を汚染し続けているこ

と、埋立地は閉鎖して浄化する必要があること、現場の監視井戸は意図的に配置されたことは決してないという明確なステイトメントがあります。浸出水の濃度を検出しています。……町の専門家は、地下水汚染の3年間の推移を記録しており、町が市民の飲料水を保護する観点から、現場の井戸の使用を許さなかったであろうレベルの汚染が記録されています。……埋立地の所有者は、地下水を監視するための町の取組みへの貢献を一貫して拒否しており、実際のところ、あなた自身のオフィスによる監視活動に必死に抵抗しています」。

これに対し、埋立地の所有者は弁護士を通じて、住民に対して、「4月12日付の手紙の写しを受け取った役人たちに、同封の撤回書を速やかに提出してください」と通告した。しかし、住民が発言を撤回しなかったことから、土地所有者は、名誉毀損と契約関係に対する不当干渉を主張し、補償的および懲罰的損害賠償を求めて訴訟を提起した。

住民は、新たに制定されたロードアイランド州のスラップ被害防止法に依拠して却下申立てと証拠開示停止申立てを行い、これに対して、土地所有者は、スラップ被害防止法は違憲であるなどと主張した。結果的に、ロードアイランド州最高裁は、同州のスラップ被害防止法は合憲であることを前提に、住民が同法により保護されると判示した。

## (5) 労働争議の救済

Bill Johnson's Restaurants v. NLRB, 461 U.S. 731 (1983) 事件は、労働争議に端を発しているが、連邦最高裁が初めてスラップを認識した事案といわれている。事案は次のとおりである。レストランのウエイトレスが、同僚と組合を作ろうとしたところ解雇されたため、全米労働関係委員会 (National Labor Relations Board = NLRB) に不当労働行為を理由に救済を求めるとともに、彼女たちはレスト

ランでピケをはり、顧客にボイコットを望むリーフレットを配布するなどした。これに対して、レストランのマネージャーは、「どんなことをしてでも仕返しをする」("get even" with them "if it's the last thing I do.") と彼女らを脅迫した。また、レストランの代表は、ピケを張っているウエイトレスの一人の夫に電話をかけ、妻が抗議活動に参加し続ければ、夫婦は怪我をし、新しい家を失うだろうとほのめかして脅したりもした。しかし、ピケは続けられ、ピケ参加者は、経営陣が「不当な性別による昇進」を行い、「女性従業員のための不潔なトイレ」を維持していると非難するビラを配布した。その後、レストランの経営者らは、アリゾナ州裁判所に対して、ウエイトレスらが大規模なピケを行い、顧客に嫌がらせを行い、レストランへの公共の出入りを阻止し、公共の安全を脅かしたと主張して古典的なスラップ訴訟を提起した。名誉毀損も理由として、レストラン経営者らを傷つける悪意を持って公開された虚偽の不当な声明がリーフレットに含まれていたと主張して、差止命令のほか、補償的損害賠償及び50万ドルの懲罰的損害賠償などを求めていた。この訴訟に対しても、ウエイトレスは、レストラン側が多くの新しい不当労働行為を犯したと主張して、NLRBに2回目の救済申立てを提出したが、これらの中には、レストラン側の訴訟は違法な彼女の法的に保護された団結権に対する報復であると主張した。また、ウエイトレスは反訴（スラップ・バック）も提起した。NLRBは、ウエイトレスの申立てを認め、レストランに対して訴訟を放棄するよう命令した。合衆国連邦控訴裁判所もこれを肯定し、レストラン側の訴訟は事実に関する合理的な基礎を欠くことを認め、ウエイトレスを処罰するために訴訟が提起されており、ピケ参加者は保護された活動に従事したと認定した。

連邦最高裁も、従業員は弁護人を雇わなければならず、弁護するために多額の法的費用を負担しなければならない可能性が高いこと、本件の控訴裁判所が指摘したように、保護された活動に従事す

る従業員に対する本件訴訟による萎縮効果は、損害賠償を求める上でさらに倍増すること、このような活動に従事すれば、誰でも厄介な訴訟の可能性にさらされていることを雇用者が従業員に知らしめることができる、「強制又は報復の強力な手段」になることを認め、本件のように時給ウエイトレス又は組合の支援を受けていないその他の個人に対して、このような訴訟が提起された場合、NLRBが介入して救済策を提供する必要性が最も高いことは理解していた。すなわち、「そのような訴訟は、修正1条の範囲内のものではない。私人の訴訟に関する修正1条の利益（侵害された権利・利益の補償、主張の正当性の心理的な利益、争われている事実の公開）は、その訴訟が故意の虚偽、又は意図的な軽薄な主張に基づく場合は、全く増進されない。さらに、定義上の偽物の訴訟は、正真正銘の苦情（*a bona fide grievance*）を伴わないため、修正1条の請願権の範囲内ではない」。そして、「保護されている権利の行使に対して従業員に報復することを目的として、根拠のない訴訟を起訴することは禁止可能な不当労働行為であると我々は判断する」と判示した。

しかし、それにもかかわらず、連邦最高裁は、「州裁判所の陪審員又は裁判官の伝統的な事実認定機能を NLRB が奪うことを許可していない」として、結果的に、全員一致で NLRB の命令を破棄し、州裁判所において訴訟の続行を命じている。

## (6) 市民参加にとり重大な脅威

以上の事例は何を示しているのだろうか。開発業者が、邸宅エリアの近くで商業施設の建設を計画し、市民グループがその開発に反対し、公聴会に出席し、手紙やステйтメントを関連する市当局に提出し、あるいは、手紙を地方紙の編集者に送付したことに対し、開発業者が、市民グループや個人をターゲットとして名誉毀損や契約干渉など数々の不法行為を主張して訴訟を提起していることが分かる。この場合、開発業者は、証拠開示や様々な申立てを行い、手

続を引き延ばし、ターゲットに過度の負担を強い、数年間の訴訟の後、ターゲットは、裁判で結果的に勝訴するが、同訴訟の防御に費やされるコスト、ストレス、時間は、コミュニティーや市民グループを仲間割れさせたり、その負担ゆえに、メンバーのエネルギーや財政的リソースを搾り取り、未来の反対活動を断念させる結果を帰結する。開発業者にとってはビジネス上のコストと考えているリソースにより、効果的に市民グループの公的政策決定への参加を挫いてしまい、請願権や表現の自由の権利行使したがゆえに市民グループを処罰することになってしまうのである。

このように、スラップ訴訟は、報復により動機づけされており、裁判における勝訴を目的とするものではなく（スラップは、ほとんどの場合、原告敗訴に終わっている）、戦略的なもので、ターゲットに対する脅しにすぎない。スラップの効果は、提訴者が訴訟を継続することにより、争点となった公的問題に関して、市民から時間、費用及び資産を吸い上げて、精神的・肉体的に疲弊させ、市民参加に重大な脅威を与えることである（綿貫〔2〕68頁）。アメリカ合衆国のあるスラップの提訴者が書いているように、「たとえ、私は本件に敗訴しても、法的経費として少なくとも各5万ドルを消費されるよう彼らに強いたので、私は今や勝ったも同然である。どちらにしても、私は勝ったのである」と強弁している（吉野〔2016〕66頁注〔2〕参照）。市民の反対運動をやめさせたり、市民の発言に対して制裁を加え、政治活動に対抗・圧迫するために利用されている。また、スラップは、公共的討論を、市民が比較的有利なリソースを持つ政治的領域から企業等が大きなリソースを投入しうる司法的領域へと「論争の変換装置」として機能していることも問題である。

スラップ訴訟により、市民に負担させられるコストの大きさやその脅威が、表現の自由や政府への請願権の行使に対する重大な萎縮効果をもつことが実証されてきた。さらに、スラップ訴訟に対抗する憲法上の司法原理には致命的な欠陥があることも分かった。裁判

上の勝訴判決は、潜在的に数年間の論争と巨額の訴訟費用に直面するスラップのターゲットにとって、何の慰めにもならないのである。加えて、そのような訴訟に引きずり込まれることへの精神的な苦悩・困惑もある。明らかに、スラップ訴訟対策が求められているのである。アメリカ合衆国では、スラップ訴訟に対処するため、多くの州が、スラップ被害防止法（anti-SLAPP）を制定している。

### コラム②　スラップ訴訟の脅威

1992年のGordon v. Marrone, 590 N.Y.S. 2d 649 (N.Y. Sup. 1992) 事件の判決は、「スラップ訴訟は、多くの形態において、通常の訴訟として偽装されている。スラップ訴訟は、市民の政治的権利の実践を中止させ、市民がそれを実践したことに対して制裁を課すという私的な関心により提起される、実質的な請求実体のない訴訟である。スラップ訴訟は、ターゲットに防御のための費用を負担させるために、裁判所にターゲットを強制的に送り込む機能を有している。訴訟が長引けば長引くほど、訴訟が引っかき回さればされるほど、ターゲットが被る出費が大きくなり、スラップ訴訟の提訴者はより成功へと近づくことになる。そのような揺さぶり戦術の意図は、過去の行動に対する単なる応報を、未来の行動を挫くことへと変化させることである。言うまでもないが、ターゲットの最終的な勝訴という天意は、しばしば犠牲が多くて引き合わない勝利に帰着する。『ゲーム』に参加させられた、経済的資源も感情的強靭さも持たない人々は、和解へと膝をつき合はすか、あるいは、価値のある防御にもかかわらず棄権するかという困難な選択に直面する。我々の社会においてそのような訴訟の波及効果は甚大である。そのような訴訟でターゲットになった公的に重要な争点に関して発言してきた人、そして、そのような訴訟で証言した人は、未来において、しばしば黙りを決め込むことを選ぶ。頭に銃

を突きつけないにもかかわらず、修正1条の表現に対する大きな脅威は、ほとんど想像を絶するものであろう」と述べている。

### ③ 日本におけるスラップの現状

日本でも、1990年代に、早くも、スラップの動向が紹介され（スラップについて、綿貫〔1〕～〔3・完〕、鳥賀陽〔2010〕、松井〔2013〕403頁以下、藤田〔2014〕〔1〕～〔5・完〕、吉野〔2016〕など参照）、環境法の教科書でも、「マンション建設に反対する周辺住民が、建設予定地付近に、事業主体を批判する幡や旗を立てたり横断幕を掲示したりしたような場合において、経済的に優越する事業者が、『反対運動により名誉を毀損されたので慰謝料を支払え』『営業活動を妨害する一切の反対運動を停止せよ』などと主張し、勝敗に関係なく、報復的意図を持って住民に応訴を強いるべく圧力をかけ、反対運動をつぶしにかかることが目的とされる」とスラップについて紹介しているものもある（北村喜宣『環境法・第5版』212頁（弘文堂、2020））。

#### (1) 伊奈太陽光発電スラップ訴訟

本件は「伊奈太陽光発電スラップ訴訟」として知られているものである。一般住宅の建設等を業とする原告会社Xは、長野県伊那市西春近の土地上（A～C区画）に太陽光発電設備を設置することを計画し、平成24年9月から平成25年2月にかけて、事業用地の取得や再生可能エネルギー発電設備認定申請等の各種申請等を行い、それぞれ許認可を受けた。上記A区画は被告Yの住居地に隣接していた。

Xは、平成25年3月13日（第1回説明会）、同年4月19日（第2回説明会）及び同年7月25日（第3回説明会）、地域住民を対象に、

本件計画についての住民説明会を実施し、Yは、同説明会において、本件計画に反対である旨の意見を述べるなどした。裁判所の認定したYの発言の要旨は、下記のとおりである。

(第2回説明会発言)「電磁波や温度上昇等の悪影響が生じる危険性があり、太陽光パネルメーカーが大丈夫と言っているというだけでは納得できず、本件計画に反対である」、「要望書に書いてあることしか回答しないというXの姿勢に不安を感じる」、「今後の進行について、P地区の常会で要望等を整理して原告に提出するのが良いのではないかとの提案であり、同発言の下線部分は、その理由として本件計画による影響が生じる危険性があるのがP地区の住民である」と指摘したもの、「次回の住民説明会までの間に本件計画を進めないかということを確認する」ものであった。

(第3回説明会発言)「本件計画予定地の一部の売買を仲介したJA上伊那に対し、住民の反対の意向を知りながら売買の話を進めたのかということを質問し、マスコミも関心を示すほどの事項になっていること」、「雨水、温度、電磁波を例に挙げて、調査結果やデータを示してほしい」、「A区画に設置予定だった太陽光パネルを別の土地に移すと別の影響が生じるかもしれないと心配している」、「工事等の際の土砂流出の心配を述べたもの」であった。

結果的に、Xは、A区画に太陽光発電設備を設置しないことを決定した上、平成25年10月、B区画及びC区画において太陽光発電設備の設置工事に着手し、平成26年3月、同発電設備を稼働させた。

Xは、Yは、単に自分の住居に隣接する場所に太陽光発電設備を設置させないようにするために、科学的根拠のない事実を流布して住民による反対運動を起こさせ、Xに対し、A区画での太陽光発電設備の設置を断念させたのであり、Yの反対運動は住民運動に名を借りた利己的な行動であったとして、Yの発言や反対運動がXの名誉及び信用を毀損するとして金6,000万円（総額2億5,000万円のうち一部請求）の損害賠償請求を求める訴訟を提起した。これに対して、

Yは本訴提起が違法であるとして慰謝料200万円の支払を求めて反訴を提起した。

長野地伊那支判平成27年10月28日判時2291号84頁は、「本件各住民説明会は、本件計画を説明して住民の理解を得られるようにとの目的で開催されたもので、住民から質問や意見が述べられる機会も設けられていたところ、このような住民説明会の場において、計画に反対意見を持つ住民がその反対意見を述べたり質問をすること自体は当然の行為であり何ら問題はない。もっとも、その発言が、誹謗中傷など不適切な内容であったり、平穏でない態様でされた場合などには違法性を帯びることもある」とした上で、「Yの発言は、Xの信用や名誉を毀損する内容でもXを誹謗中傷する内容でもなく、本件計画に対する懸念の指摘や反対意見の表明等であって、住民説明会での住民の発言として当然あり得るものである。また、発言の具体的な文言としても不適切なものはなく、発言の態様も説明会の進行に従って平穏になされていると認められること」、住民が危惧する影響や危険性に科学的根拠がなければならないということはないこと、また「本件各住民説明会は地域住民に広く説明するためのものであり秘密裏に行われる性質のものではないのであるから、報道機関等に対して上記連絡をすることに何ら不当性を見出すことはできないし、報道関係者が出席しているからといって住民説明会における住民の発言内容に格別の制約を課すべきことにもならない」としてYの発言について違法性を否定し、Yがなした反対運動も平穏な言論行為であって何ら違法と評価すべきものはないとして請求を棄却した。

また、反訴については、「本件のYの言動に不当性を見出することは考えがたく、Xにおいてこれを違法と捉えて損害賠償請求の対象になるとえたとはにわかには信じがたいところであるし、少なくとも、通常人であれば、Yの言動を違法ということができないことを容易に知り得たといえる。これに加え、Xは、本訴請求において

合計2億4,960万9,430円の損害を主張し、……これをYの行為により被った損害として計上することは不合理であり、これを基にして一個人に対して多額の請求をしていることに鑑みると、Xにおいて、真に被害回復を図る目的をもって訴えを提起したものとも考えがたい」として、本件訴えの提起は裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くと判示して慰謝料50万円を認容した。

## (2) DHCスラップ訴訟

弁護士Xは、自身の運営しているウェブサイトに、平成26年3月から8月にかけて、化粧品及び健康食品の製造販売等を目的とする資本金33億7,729万円の会社Y1及び代表取締役会長Y2に関して、次のようなブログ記事を掲載した。すなわち、「本件貸付について、被告Bが利潤を追求するために政治家に金を出し、政治を歪めるものであること、8億円を貸し付けたD議員が自分の意に沿った行動をしないため、Y2が本件手記を雑誌に掲載してD議員を切り捨てたことを指摘した上で、Y2について批判の対象とすべきである」など、国会議員への金銭の貸付けについて「金で政治を買おうとした」と批判したとするものであった。

これに対して、Yらは、XのブログによりYらの名譽が毀損された旨等を主張して、Xに対し、3,000万円（合計6,000万円）の損害賠償の支払に加え、記事の削除と謝罪広告の掲載を請求する訴訟を提起した（前件訴訟）が、平成27年9月2日、Yらの請求はいずれも棄却され、Yらが控訴したが、東京高判平成28年1月28日は、控訴をいずれも棄却し、その後、上告受理申立てをしたが上告不受理の決定により確定した。

その後、Y2がXに対し、前件訴訟に係る訴え及び上訴の提起による損害賠償債務が存在しないことの確認を求める訴えを提起したため、Xが反訴を提起し、Y2による前件訴訟の提起等が、不当訴訟ないしスラップを構成すると主張して、660万円の損害賠償の

支払を求めた（なお、本訴は、取下げにより終了している）。

東京地判令和元年10月4日判例集未登載は、「被告らが前件訴訟の提起等を行うに当たり、被告らにとては、本件各記述が意見ないし論評であることについても、また、本件各記述が公正な論評の法理により違法性を欠くことについても、容易に認識可能であったということができる」と認定し、「請求が認容される見込みがないことを通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したものとして、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものということができ、原告に対する違法行為と認められる」と判示して被告に対して110万円の損害賠償を命じた（本件については、澤藤〔2020〕129頁参照）。

控訴審である東京高判令和2年3月18日判例集未登載も、「本件各記述は、本件手記等に記載されている事実を前提としており、いわゆる『政治とカネ』の問題に関して、企業ないしその経営者による政治家に対する多額の資金提供について、企業に対する利益誘導の原因となりうるものとして、厳しく批判する意見が広く存在することに照らしても、公正な意見・論評と認められることからすれば、名誉毀損に当たらないことは、控訴人らとしても十分認識することができたというべきである。……本件各記述のような意見、論評、批判が多数出るであろうことは、控訴人らとしても当然予想されたと推認されるところ、控訴人らが、それに対し、対抗言論という方法を取らず、直ちに訴訟による高額の損害賠償請求という手段で臨んでいることからすれば、……控訴人らの裁判を受ける権利を不当に侵害することにはならないと解すべきである」。さらに、「前件訴訟の提起等は、控訴人らが自己に対する批判の言論の萎縮の効果等を意図して行ったものと推認するのが合理的であり、……控訴人らの裁判を受ける権利を不当に侵害することにはならないと解すべきである。したがって、控訴人らの前件訴訟の提起等は、請求が認容される見込みがないことを通常人であれば容易に知り得たといえる

のに、あえて訴えを提起するなどしたものとして、裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものということができ、被控訴人に対する違法行為と認められる」と判示して控訴を棄却した（本件については、藤澤〔2022〕参照）。

### （3）N国スラップ訴訟

インターネット上にブログ等を掲載しているYが、インターネット上に、「6月17日投開票の立川市議選には、居住実態のほとんどない元AV男優のXが立候補しています」など、東京都立川市議会議員選挙において当選した立川市議会議員であるXが当該市に居住実態がない立候補者であって公職選挙法に違反した立候補者であることを意味する記事を公開したところ、Xが、当該記事がXの選挙運動を妨害し、Xの社会的評価を低下させるもので名譽毀損に該当するとして200万円の損害賠償請求訴訟を提起し、これに対して、Yが本訴請求におけるXの主張が認められないことを承知で、専らYに経済的負担を課すことのみを目的として本訴提起をしており、Yに対する不法行為を構成するとして反訴を提起した。

千葉地松戸支判令和元年9月19日判時2437号78頁は、「Xは立川市議会議員に立候補していた者であるから、Yが、そのXの公職選挙法における被選挙権の要件に係る事実を適示することは、公共の利害に関する事実であり、専ら公益を図る目的によるものと認めることができ、本件記述が真実であれば、Yの違法性は阻却され、あるいは、Yが、本件記述が真実であるものと信じたことについて相当な理由が認められる場合には、Yの故意過失が阻却され、不法行為は成立しないというべきで、その主張立証責任は、Yが負う」ところ、「本件記述の真実性の立証を待つまでもなく、Yが、本件記事における本件記述を公開した当時、Xに立川市における居住実態がほとんどないと認識したことには相当な理由があったものと認められる。よって、Yに故意過失は認められず、Yの本件記述の公開

においてXに対する不法行為の成立を認めることはできない」と判示してXの請求を棄却した。

反訴請求については、Xは、①本訴請求において、立川市での居住実態を裏付ける資料として住民票以上のものは提出せず、Yからの求釈明に対しても応答しなかったこと、②Xは、一貫して訴訟遂行に意欲的ではなく、第3回口頭弁論期日の後には、本件放棄書を提出したりしたこと、③Xによる本件放棄書提出の直後には、Xが所属するNHKから国民を守る党の代表が、覆面をしたXに対し、「ただ、この裁判は、そもそも勝って、Y君からお金を貰いにいくためにやった裁判じゃなくて、いわゆるスラップ訴訟、スラップっていうのは、裁判をして相手に経済的ダメージを与えるための裁判の事をスラップ訴訟と言うんですよ」などと説明する動画を公開していることなどの事情によれば、Xは、Yが、少なくとも、本件記述を真実と信じたことについて相当な理由があることを知りながら、又は容易に知り得たにもかかわらず、あえて本訴を提起したもので、訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くものと認めざるを得ないと判示して、78万5,600円の限度で一部認容した。

Segaline v. State, 169 Wash. 2d 467 (2010) .....	87
Aronson v. Dog Eat Dog Films, Inc., 738 F. Supp. 2d 1104 (W.D. Wash. 2010) .....	88
Phoenix Trading, Inc. v. Kayser, 2011 U.S. Dist. LEXIS 81432 (W.D. Wash. 2011) .....	93
New York Studio, Inc. v. Better Business Bureau of Alaska, Oregon and Western Washington, 2011 U.S. Dist. LEXIS 62567 (W.D. Wash. 2011) .....	93
Avila v. Larrea, 394 S.W.3d 646 (Tex. App. - Dallas 2012) .....	88
Visant Corp. v. Barrett, 2013 U.S. Dist. LEXIS 95696 .....	106
Davis v. Cox, 351 P.3d 862 (Wash. 2015) .....	113
Mobile Diagnostic Imaging v. Hooten, 889 N.W.2d 27 (Minn. Ct. App. 2016) .....	114
Leiendecker v. Asian Women United of Minn., 895 N.W.2d 623 (Minn. 2017) .....	114
Mckee v. Cosby, 139 S. Ct. 675 (2019) .....	72
Berisha v. Lawson, 141 S. Ct. 2424 (2021) .....	72

## 著者略歴

**吉野 夏己** (よしの なつみ)

- 1960年 兵庫県生まれ
- 1984年 中央大学法学部卒業
- 1988年 中央大学大学院法学研究科博士前期課程修了
- 同年 神戸市職員（1995年3月まで）
- 1994年 司法試験合格
- 1997年 弁護士登録
- 2004年 岡山大学大学院法務研究科准教授
- 2010年 同教授
- 2016年 岡山大学副学長（兼任）（2019年3月まで）
- 現在 岡山大学学術研究院法務学域教授・弁護士

### 主要著書

- 『名誉毀損訴訟と表現の自由』（2023年、成文堂）
- 『紛争類型別行政救済法・第3版』（2012年、成文堂）